

◎出席者（五十音順・敬称略）

朝倉 陽子 五十君 静信 苅田 香苗 木下 潮音 郷野 智砂子
近藤 麻子 杉本 直樹 曾根 智史 曾根 博仁 瀧本 秀美
堤 智昭 藤原 慶正 本間 正充 丸山 玄 六鹿 元雄

◎事務局

及川 仁 消費者庁食品衛生・技術審議官
高江 慎一 消費者庁食品衛生基準審査課長
坪井 隆 消費者庁食品衛生基準審査課残留農薬等基準審査室長
三宅 晴子 消費者庁食品衛生基準審査課課長補佐

○坪井残留農薬等基準審査室長 定刻となりましたので、ただいまから「食品衛生基準審議会」を開催いたします。

本日は、現地及びオンラインでの審議とさせていただきます。何か不具合がございましたら、現地にて御参加の委員は挙手にて、オンラインにて御参加の委員は電話またはチャット機能などで御連絡いただければ、随時対応させていただきます。

続きまして、委員の出席状況、審議の進行方法等について御説明を申し上げます。

委員の出席についてでございますけれども、川名委員、工藤委員、合田委員、小林委員、辻委員から御欠席との御連絡をいただいております。また、丸山委員におかれましては、遅れて御出席との御連絡をいただいております。

現在、本日、委員20名のうち14名に御出席いただいておりますので、過半数に達しておりますので、本日の審議会が成立していることを御報告申し上げます。

なお、当方の事務局等の者におきましては、公務のため適宜退出させていただく場合がございますので、御了承ください。

一般傍聴につきましてですが、ライブ配信による動画中継での傍聴としてございます。一般傍聴の方につきましては、消費者庁ホームページに審議会の資料を公開してございますので、適宜御確認ください。

続きまして、審議の進行方法について御説明を申し上げます。

審議中に御意見、御質問される委員におかれましては、現地にて御参加の委員は挙手にて、オンラインにて御参加の委員は挙手ボタンを押していただくか、又は挙手をお願いいたします。審議会長から順に発言者を御指名いただきます。また、御発言されるとき以外はマイクはミュートにさせていただきますようお願い

いたします。

それでは、冒頭のカメラ撮りについてはここまでいたします。御退出をお願いいたします。

それでは、以後の議事の進行を曾根智史審議会長をお願いいたします。よろしくお願いします。

○曾根（智）審議会長 皆さん、こんにちは。

それでは、ただいまから議事を開始します。

まず、事務局から本日の資料の確認と利益相反についての報告をお願いします。

○坪井残留農薬等基準審査室長 事務局でございます。

資料の確認を申し上げます。資料１が審議事項に係る資料、資料２が報告事項に係る資料となっております。お手元の資料に不足等ございましたら、事務局までお知らせいただければと思います。

本日の審議会におきましては、審議対象の酢酸カリウムが利益相反確認対象品目となっております。これらの品目につきまして、本日の審議会において退室が必要な委員、または議決に参加できない委員はいないことを確認してございます。

○曾根（智）審議会長 ありがとうございます。

よろしいでしょうか。

それでは、議事に入ります。本日は、審議事項１議題、報告事項１議題、その他１議題となっています。

それでは、まず、審議事項の１「食品添加物の指定等について」です。事務局から説明をお願いします。

○三宅課長補佐 事務局でございます。

資料１をお願いいたします。酢酸カリウムの食品添加物としての新規指定の可否及び規格基準の設定について御審議をお願いします。

本件は、本年６月２日開催の添加物部会において審議されました。この部会においては、滞りなく審議が終了しており、その結果をもって審議会に御審議をお願いする次第です。

化学式は、記載のとおりです。

用途は、酸味料、調味料、水素イオン濃度調整剤、日持向上剤を予定しています。

概要について、酢酸カリウムは、日本で添加物として使用されていませんが、指定添加物である酢酸ナトリウムのアルカリ塩基を置き換えたものであり、酢酸ナトリウムと同様の機能を有します。酢酸ナトリウムを酢酸カリウムに置き換えることにより、記載の機能だけでなく、ナトリウム摂取量低減が期待でき

ると考えられます。

諸外国での使用状況でございます。コーデックス委員会において、酢酸カリウムは食品添加物に関するコーデックス一般規格に収載され、食品全般、括弧の中の食品を除きますが、及び乳幼児用補完食においてGSFAにおける適正製造規範のもとで必要量の使用が認められております。

米国では、「食品に直接添加するために許可された食品添加物」の「合成香料及び補助剤」とされ、GMPのもとで必要量の使用が認められています。

欧州連合では、缶詰や瓶詰の果物・野菜等、記載の食品に対しまして適量の使用が認められております。

食品安全委員会の評価結果でございます。

酢酸カリウムは酢酸イオン及びカリウムイオンから構成され、添加物としての使用時においては、ヒトの生体内で、酢酸イオンとカリウムイオンに解離・吸収される。

これまでの食品健康影響評価において、酢酸については、「添加物として適切に使用される場合、安全性に懸念がないと考えられ、ADIを特定する必要はない」と評価され、添加物に由来するカリウムについては、「安全性に懸念がない」と評価されている。

したがって、食品衛生法第12条及び第13条第1項の規定に基づき、酢酸カリウムについて、人の健康を損なうおそれのない添加物として、新たに定めるとともに、規格基準を設定することについては、人の健康に悪影響を及ぼすおそれではなく、食品安全基本法第11条第1項第2号の人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当すると認められる。令和8年5月21日付で評価結果をいただいております。

摂取量の推計でございます。指定等要請者の推計でございますが、酢酸ナトリウムが酢酸カリウムに代替される場合を仮定して推計しております。この代替により、酢酸自体の摂取量は変わらないと考えられる一方で、カリウムの摂取量は増加することになりますが、添加物、酢酸カリウム由来の増加分は最大でも現在の食事由来のカリウムの摂取量の約6%であり、大きな影響を及ぼすものではないとしています。

使用基準は設定しないとしています。これは食品安全委員会における食品健康影響評価、次のページに続きますが、諸外国での使用状況、またJECFA及びSCFにおいてADIが設定されていないこと。並びに、指定添加物「酢酸ナトリウム」に使用基準が設定されていないためです。

成分規格案については、要請者により提出された成分規格案を基に、JECFA規格や欧州連合の規格といった海外との整合、日本の医薬品添加物規格、酢酸ナトリウムの規格を参照し、別紙のとおり設定しております。

審議会で御了承いただきましたら、今後、パブリックコメント、WTO通報を実施する予定です。

以上を踏まえまして、答申（案）としましては、ページ変わりをしまして、酢酸カリウムについては、添加物として人の健康を損なうおそれはないことから、指定することは、差し支えない。

酢酸カリウムの添加物としての規格基準については、以下のとおり設定することが適当である。なお、成分規格は「酢酸カリウム」、「酢酸カリウム液」を設定する。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○曾根（智）審議会長 それでは、本件について、委員の方から御意見や御質問はございますか。

添加物部会の杉本部長、何か追加でコメント等ございますか。

○杉本委員 事務局からの説明のとおりで、特にこのものについては問題がないというふうに考えております。

○曾根（智）審議会長 ありがとうございます。

そのほか、委員の先生方から、オンラインも含めてご意見等ございますか。よろしいですか。

それでは、特に御意見がないようですので、審議会としては、これです承としたいと思います。

では、事務局には、答申に向けた手続を進めていただくよう、よろしくお願いいたします。

続きまして、報告事項に移ります。②の「食品中の残留農薬等に係る残留基準設定について」です。食品衛生基準審議会規程第8条第1項により部会の議決をもって審議会の議決とされた事項については、同条第3項の規定に基づき、その決定事項を審議会に報告することとされています。

では、（２）報告事項の「食品中の残留農薬等に係る残留基準設定について」、事務局から報告をお願いします。

○坪井残留農薬等基準審査室長 では、資料2「食品中の残留農薬等に係る残留基準設定」につきまして、報告事項として御説明申し上げます。

前回の審議会以降、5月19日と7月14日の2回、農薬・動物用医薬品部会が開催され、計10品目の農薬または動物用医薬品について審議がなされ、御了承されたところでございます。

まず、5月19日に開催した部会の品目について御説明申し上げます。

1品目めは、2ページ目、農薬・動物用医薬品であるイミダクロプリドでございます。

農薬取締法に基づく農薬の再評価に係る食品健康影響評価の結果の通知がな

されたこと、農林水産省から消費者庁に農薬の再評価に係る連絡がなされたことのほか、なんてんの葉に関する適用拡大申請に伴う基準値設定の要請があったこと、関連企業等から「国外で使用する農薬等に係る残留基準の設定及び改正に関する指針」、いわゆるインポートトレランスに基づく、こまつな、チンゲンサイ等及び魚類に対する設定要請があったことを受け、残留基準を設定するため、部会で審議が行われたものです。

用途は、農薬及び動物用医薬品として、殺虫剤及び寄生虫駆除剤となっております。

我が国の登録状況や諸外国の状況は、記載のとおりでございます。

基準値案につきましては、4 ページ目からの別紙 1 のとおりとしてございます。基準値案において、黒枠で示している箇所が、今回、基準値を変更することを検討しているところでございます。

2 ページ目に戻りまして、食品安全委員会における食品健康影響評価の結果は、ADIが0.057 mg/kg体重/日、ARfDが0.077 mg/kg体重と設定されております。

続きまして、今回評価いたします基準値案に基づく推定暴露評価の結果でございます。

①の長期暴露評価では、表中に記載のとおり、イミダクロプリド及び関係する代謝物を対象として、いずれの年齢等区分におきましてもADIの範囲内となっており、食品を介した摂取により健康に悪影響を生じるおそれはないものと考えられると評価してございます。

また、②の短期暴露評価では、同様にイミダクロプリド及び関係する代謝物を対象として、国民全体及び幼小児のそれぞれにおける摂取量はARfDを超えておらず、食品を介した摂取により健康に悪影響が生じるおそれはないものと考えられると評価してございます。

答申案は、4 ページ目からの別紙 1 を踏まえ、8 ページ目からの別紙 2 のとおり作成しております。

2 品目めは、15 ページ目、農薬のクロロタロニルでございます。

食品中の農薬等のポジティブリスト制度導入時に新たに設定された基準値、いわゆる暫定基準値の見直し等につきまして、食品安全委員会において厚生労働大臣からの依頼に伴う食品健康影響評価がなされたこと、また、まくわうり、アスパラガス等につきまして、農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定の要請があったことを受け、残留基準を設定するため、部会で審議が行われたものでございます。

用途は、殺菌剤となっております。

我が国の登録状況や諸外国の状況は、記載のとおりでございます。

基準値案につきましては、17 ページからの別紙 1 のとおりとしてございます。

食品安全委員会における食品健康影響評価の結果は、クロロタロニルとしてのADIは0.018 mg/kg体重/日、ARfDが0.6 mg/kg体重。また、代謝物ⅠとしてのADIは、0.0083 mg/kg体重/日、ARfDが0.025 mg/kg体重と設定されております。

続きまして、今回評価いたします基準値案に基づく推定暴露評価の結果でございます。暴露評価対象物質は、農産物ではクロロタロニル及び代謝物Ⅰ、畜産物では代謝物Ⅰとされており、①の長期暴露評価では、表中に記載のとおり、クロロタロニル及び代謝物Ⅰのそれぞれにつきまして、いずれの年齢等区分におきましてもADIの範囲内となっており、食品を介した摂取により健康に悪影響を生じるおそれはないものと考えられると評価してございます。

また、短期暴露評価では、同様にクロロタロニル及び代謝物Ⅰのそれぞれにつきまして、国民全体及び幼少児のそれぞれにおける摂取量はARfDを超えておらず、食品を介した摂取により健康に悪影響が生じるおそれはないものと考えられると評価してございます。

答申案は、別紙1を踏まえまして、22ページからの別紙2のとおり作成してございます。

続きまして、3品目め、28ページからの農薬のトルフェンピラドでございます。

食用ぎくにつきまして、農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定の要請があったことを受けまして残留基準を設定するため、部会で審議が行われたものでございます。

用途は、殺虫・殺ダニ剤となっております。

我が国の登録状況や諸外国の状況は、記載のとおりでございます。

基準値案につきましては、30ページ目からの別紙1のとおりとしてございます。

食品安全委員会における食品健康影響評価の結果は、ADIが0.0056 mg/kg体重/日、ARfDが0.01 mg/kg体重と設定されてございます。

続きまして、今回評価いたします基準値案に基づく推定暴露評価の結果でございます。

①長期暴露評価では、表中に記載のとおり、トルフェンピラド及び関係する代謝物を対象といたしまして、いずれの年齢等区分におきましてもADIの範囲内となっており、食品を介した摂取により健康に悪影響を生じるおそれはないものと考えられると評価してございます。

また、短期暴露評価では、同様に、トルフェンピラド及び関係する代謝物を対象といたしまして、国民全体及び幼小児のそれぞれにおける摂取量はARfDを超えておらず、食品を介した摂取により健康に悪影響が生じるおそれはないものと考えられると評価しております。

答申案につきましては、別紙 1 を踏まえまして、32ページからの別紙 2 のとおり作成してございます。

4 品目めは、36ページからの農薬ピリフルキナゾンでございます。

ごぼう及びブルーベリーにつきまして、農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定の要請があったことを受け、残留基準を設定するため、部会で審議が行われたものでございます。

用途は、殺虫剤となっております。

我が国の登録状況や諸外国の状況は、記載のとおりでございます。

基準値案につきましては、38ページからの別紙 1 のとおりとしてございます。

食品安全委員会における食品健康影響評価の結果は、ADIが0.005 mg/kg体重/日、ARfDについては、一般の集団が1 mg/kg体重、妊婦又は妊娠している可能性のある女性が0.05 mg/kg体重と、それぞれ設定されてございます。

続きまして、推定暴露評価の結果でございます。

長期暴露評価では、表中に記載のとおり、ピリフルキナゾン及び関係する代謝物を対象といたしまして、いずれの年齢等区分におきましてもADIの範囲内となっており、食品を介した摂取により健康に悪影響を生じるおそれはないものと考えられると評価してございます。

また、短期暴露評価では、同様にピリフルキナゾン及び関係する代謝物を対象といたしまして、国民全体、幼小児及び妊婦又は妊娠している可能性のある女性のそれぞれにおける摂取量はARfDを超えておらず、食品を介した摂取により健康に悪影響が生じるおそれはないものと考えられると評価してございます。

答申案は、別紙 1 を踏まえまして、40ページからの別紙 2 のとおり作成してございます。

続いて、5 品目めでございますが、44ページからの農薬のボスカリドでございます。

だいこんにつきまして、農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定の要請があったことを受け、残留基準を設定するため、部会で審議が行われたものでございます。

用途は、殺菌剤となっております。

我が国の登録状況や諸外国の状況は、記載のとおりでございます。

基準値案につきましては、46ページからの別紙 1 のとおりとしてございます。

食品安全委員会における食品健康影響評価の結果は、ADIが0.044 mg/kg体重/日、ARfDが3 mg/kg体重と設定されてございます。

続きまして、推定暴露評価の結果でございます。

長期暴露評価では、表中に記載のとおり、ボスカリド及び関係する代謝物を対象といたしまして、いずれの年齢等区分におきましてもADIの範囲内となつて

ございまして、食品を介した摂取により健康に悪影響を生じるおそれはないものと考えられると評価されております。

また、短期暴露評価では、同様に、ボスカリド及び関係する代謝物を対象といたしまして、国民全体及び幼少児のそれぞれにおける摂取量はARfDを超えておらず、食品を介した摂取により健康に悪影響が生じるおそれはないものと考えられると評価してございます。

答申案は、別紙1を踏まえまして、50ページからの別紙2のとおり作成してございます。

引き続き、7月14日に開催いたしました部会の品目について御説明を続けさせていただきます。

6品目めは、57ページからの農薬のクロラントラニリプロールでございます。

レタス類につきまして、農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定の要請があったことを受け、残留基準を設定するため、部会で審議が行われたものでございます。なお、この品目につきましては、1月の本審議会において一度御報告させていただいたものでございますけれども、WTO通報の結果、大豆に関してブラジルから意見が提出されたことを踏まえまして、改めて基準値案を設定し、暴露評価を実施して、再度、部会において御審議いただいたものとなっております。

本農薬の用途は、殺虫剤となっております。

我が国の登録状況や諸外国の状況は、記載のとおりでございます。

基準値案につきましては、58ページからの別紙1のとおりとしてございます。

食品安全委員会における食品健康影響評価の結果は、ADIが1.5 mg/kg体重/日と設定され、ARfDについては設定の必要なしとされてございます。

続きまして、今回評価いたします基準値案に基づく推定暴露評価の結果でございます。

長期暴露評価では、表中に記載のとおり、クロラントラニリプロールを対象といたしまして、いずれの年齢等区分におきましてもADIの範囲内となっており、食品を介した摂取により健康に悪影響を生じるおそれはないものと考えられると評価されております。ARfDは設定の必要なしとされておりますので、こちらについては短期暴露評価の評価結果はございません。

答申案は、別紙1を踏まえまして、62ページからの別紙2のとおり作成してございます。

続いて、7品目めでございますが、69ページからの農薬1,3-ジクロロプロペンでございます。

農薬取締法に基づく農薬の再評価に係る食品健康影響評価の結果の通知がなされたこと、また、農林水産省から消費者庁に農薬の再評価に係る連絡がなさ

れたことを受け、部会で審議が行われたものでございます。

用途は、殺虫剤となっております。

我が国の登録状況や諸外国の状況は、記載のとおりでございます。

基準値案につきましては、71ページからの別紙1のとおりでございます。

食品安全委員会における食品健康影響評価の結果は、ADIが0.025 mg/kg体重/日、ARfDが0.2 mg/kg体重と設定されております。

続きまして、今回評価いたします基準値案に基づく推定暴露評価の結果でございます。

①長期暴露評価では、1,3-ジクロロプロペンのE体及びZ体を対象といたしまして、表中の記載のとおり、いずれの年齢等区分におきましてもADIの範囲内となっており、食品を介した摂取により健康に悪影響を生じるおそれはないものと考えられると評価しております。

②短期暴露評価では、同様にE体及びZ体を対象といたしまして、国民全体及び幼小児のそれぞれにおける摂取量はARfDを超えておらず、食品を介した摂取により健康に悪影響が生じるおそれはないものと考えられると評価してございます。

答申案は、別紙1を踏まえまして、73ページからの別紙2のとおり作成してございます。

8品目めになりますが、76ページからの農薬チアジニルでございます。

農薬取締法に基づく農薬の再評価に係る食品健康影響評価の結果の通知がなされたこと、また、農林水産省から消費者庁に農薬の再評価に係る連絡がなされたことを受け、部会で審議が行われたものでございます。

用途は、殺菌剤となっております。

我が国の登録状況や諸外国の状況は、記載のとおりでございます。

基準値案につきましては、78ページの別紙1のとおりとしてございます。

食品安全委員会における食品健康影響評価の結果は、ADIが0.04 mg/kg体重/日、ARfDが1.5 mg/kg体重と設定されております。

続きまして、推定暴露評価の結果でございます。

長期暴露評価では、チアジニル及び関係する代謝物を対象といたしまして、表中に記載のとおり、いずれの年齢等区分におきましてもADIの範囲内となっておりまして、食品を介した摂取により健康に悪影響を生じるおそれはないものと考えられると評価しております。

また、短期暴露評価では、同様にチアジニル及び関係する代謝物を対象として、国民全体及び幼小児のそれぞれにおける摂取量はARfDを超えておらず、食品を介した摂取により健康に悪影響が生じるおそれはないものと考えられると評価しております。

答申案は、別紙 1 を踏まえまして、79ページからの別紙 2 のとおり作成して
ございます。

9 品目めは、81ページからの農薬チオベンカルブでございます。

農薬取締法に基づく農薬の再評価に係る食品健康影響評価の結果の通知がな
されたこと、また、農林水産省から消費者庁に農薬の再評価に係る連絡がなさ
れたことを受け、部会で審議が行われたものでございます。なお、この品目につ
きましては、昨年 9 月の本審議会において、一度御報告させていただいたもの
でございますけれども、WTO 通報の結果、米に関しまして米国から意見が提出さ
れたことを踏まえ、改めて基準値案を設定し、暴露評価を実施して、再度、部会
において御審議いただいたものとなっております。

本農薬の用途は、除草剤となっております。

我が国の登録状況や諸外国の状況は、記載のとおりでございます。

基準値案につきましては、83ページからの別紙 1 のとおりとしてございます。

食品安全委員会における食品健康影響評価の結果は、ADIが0.009 mg/kg体重/
日、ARfDが1 mg/kg体重と設定されております。

続きまして、今回評価いたします基準値案に基づく推定暴露評価の結果でご
ざいます。

長期暴露評価では、チオベンカルブ及び関係する代謝物を対象といたしまし
て、表中に記載のとおり、いずれの年齢等区分におきましてもADIの範囲内とな
っており、食品を介した摂取により健康に悪影響を生じるおそれはないものと
考えられると評価しております。

また、短期暴露評価では、同様にチオベンカルブ及び関係する代謝物を対象
といたしまして、国民全体及び幼少児のそれぞれにおける摂取量はARfDを超え
ておらず、食品を介した摂取により健康に悪影響が生ずるおそれはないものと
考えられると評価しております。

答申案は、別紙 1 を踏まえまして、85ページからの別紙 2 のとおり作成して
ございます。

最後、10品目めになりますけれども、87ページからの農薬のフェナザキンで
ございます。

かんきつ、トマト等に関する農薬取締法に基づく新規の農薬登録申請に伴う
基準値設定の要請、また、魚介類への基準値設定の要請を受け、残留基準を設定
するため、部会で審議が行われたものでございます。

用途は、殺虫剤及び殺菌剤となっております。

我が国では、現在、登録されていない一方、諸外国の状況は記載のとおりでご
ざいます。

基準値案につきましては、89ページからの別紙 1 のとおりとしてございます。

食品安全委員会における食品健康影響評価の結果は、ADIが0.0046 mg/kg体重/日、ARfDが0.1 mg/kg体重と設定されております。

続きまして、今回評価いたします基準値案に基づく推定暴露評価の結果でございます。

長期暴露評価では、表中に記載のとおり、フェナザキン及び関係する代謝物を対象として、いずれの年齢等区分におきましてもADIの範囲内となっており、食品を介した摂取により健康に悪影響を生じるおそれはないものと考えられると評価しております。

また、短期暴露評価では、同様にフェナザキン及び関係する代謝物を対象として、国民全体及び幼少児のそれぞれにおける摂取量はARfDを超えておらず、食品を介した摂取により健康に悪影響が生じるおそれはないものと考えられると評価してございます。

答申案は、別紙1を踏まえまして、91ページからの別紙2のとおり作成してございます。

長くなりましたけれども、説明は以上でございます。

○曾根（智）審議会長 ありがとうございます。

では、質疑に入る前に、部会での審議状況について、堤部会長から御報告はありますか。

○堤委員 事務局から詳細に説明いただきましたので、私のほうからは、改めて概要だけ説明させていただきます。

今回の報告事項である各品目につきましては、5月と7月に開催されました農薬・動物用部会において審議を行いました。

イミダクロプリドなど10品目につきまして、部会では、報告書の記載整備に関する指摘はあったものの、大きな論点はなく、また、規制対象物質や暴露評価対象物質の選定に特段問題はなく、暴露評価の結果により、残留基準値案は適切であり、特段の問題はないとの結論に至っております。

私のほうからのコメントは以上になります。

○曾根（智）審議会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの事務局からの報告等につきまして、委員の方から御意見、御質問がございましたらお願いします。

オンラインの先生方、特にございませんでしょうか。会場の先生方もよろしいでしょうか。

特にないようですので、報告事項については、これで終了いたします。

それでは、議題の「その他」になります。「平成30年食品衛生法改正の施行後5年を目途とした検討のとりまとめ」についてですが、事務局から報告をお願いします。

○坪井残留農薬等基準審査室長 事務局でございます。

今回、その他といたしまして、サプリメントの規制の在り方に関する動きにつきまして御報告させていただきます。

サプリメントの規制の在り方につきましては、紅麹の関連製品に係る事案を受けまして、紅麹関連製品への対応に関する関係閣僚会合、令和6年の会合でございますけれども、こちらで取りまとめられた、紅麹関連製品に係る事案を受けた機能性表示食品制度等に関する今後の対応におきまして、今回の事案を受け、食品業界の実態を踏まえつつ、サプリメントに関する規制の在り方、許可業種や営業許可施設の基準の在り方などについて、必要に応じて検討を進めることとされたことや、平成30年に公布された食品衛生法等の一部を改正する法律による食品衛生法改正の施行後5年を目途とした検討の中で、サプリメントに関する規制の在り方についても検討を進めることとされたことから、厚生労働省が所管する厚生科学審議会と消費者庁が所管する食品衛生基準審議会の新開発食品調査部会において検討が進められてきたところでございます。

検討事項のうち、事業者による健康被害情報の報告及び営業の許可・届出の検討につきましては、厚生労働省が所管する厚生科学審議会において検討がなされてまいったところでございまして、一方、定義及び製造管理の在り方につきましては、食品衛生法上の規格基準の策定に関するものとして、消費者庁が所管する新開発食品調査部会において検討がなされてきたところでございます。

そして、本年6月19日に新開発食品調査部会としての中間取りまとめが、また本年7月31日に厚生科学審議会の食品衛生監視部会としての平成30年食品衛生法改正の施行後5年を目途とした検討のとりまとめという文書がそれぞれ公表されたところでございます。本日は、参考資料3として、厚生科学審議会の食品衛生監視部会の資料をつけさせていただいてございます。

新開発食品調査部会におけるサプリメントの定義や製造管理の在り方に関する検討につきましては、食品衛生基準審議会に対しての正式な諮問・答申を経たものというわけではなく、部会として検討を行っていたものでございますけれども、今後、実際に規制を行っていくに当たりましては、「食品、添加物等の規格基準」の改正を伴う可能性がございまして、その場合、本審議会に対して諮問を行うこととなると考えておりますので、そういった現状について御報告させていただくものでございます。

本件に関する御説明は以上でございます。

○曾根（智）審議会長 ありがとうございます。

ただいまの事務局からの報告につきまして、委員の方から御意見や御質問はございますか。

新開発食品部会の部会長の曾根博仁先生、何かございますか。

○曾根（博）委員 ありがとうございます。私からは特に追加事項はなく、ただ今、事務局からお話しいただいたとおりです。サプリメントの定義に関しては、部会のほうで非常に長い時間をかけて検討させていただいたということを申し添えます。

以上です。

○曾根（智）審議会長 いろいろありがとうございました。

すみませんが、この取りまとめからの今後予定されることについて、もう一回説明していただけますか。

○坪井残留農薬等基準審査室長 事務局でございます。

「食品、添加物等の規格基準」、昭和34年厚生省告示第370号という告示がございまして、今後、こちらの改正を伴うことが想定されるわけですが、その場合、まず、この審議会に対して諮問させていただいて、恐らく部会のほうでもまた御議論いただくことになると思うのですが、それを経まして、その後、食品安全委員会への諮問・答申の手続であるとか、あるいはパブリックコメント等、その他所定の手続を経まして、最終的に、改正の告示を官報のほうに掲載していくという形になろうかと思っています。必ずしも、即日に施行するというわけでもないと思いますので、その施行の段階がいつになるのかというのは、今後の協議や実際の告示の中で示していくことになろうかと思っています。今後は、そうした手続が展開されることが想定されます。

○曾根（智）審議会長 丁寧にありがとうございました。

そのほか、御意見、御質問等ございますか。オンラインの先生方、よろしいですか。会場の先生方もよろしいですか。

それでは、以上でその他を終了します。

以上で本日の議事は全て終了いたしました。

最後に、事務局から連絡事項等ございますか。

○坪井残留農薬等基準審査室長 事務局でございます。

本日は、御審議、誠にありがとうございました。

次回の日程につきましては、決定次第、追って御連絡をさせていただきます。

○曾根（智）審議会長 ありがとうございました。

これをもちまして、閉会とします。委員の皆様は、適宜御退出ください。暑い中、ありがとうございました。